

教育委員会提出議案

第8号議案

豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月13日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則

豊島区立子どもスキップ条例施行規則(平成29年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150

豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	120

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(説 明)

令和6年度からの子どもスキップ学童クラブの利用定員を変更するため、本案を提出する。

○豊島区立子どもスキップ条例施行規則（案）

平成29年4月1日

教育委員会規則第7号

改正 平成29年11月30日教委規則第14号

平成30年2月26日教委規則第1号

平成30年11月29日教委規則第8号

平成31年3月1日教委規則第1号

令和2年3月16日教委規則第6号

令和3年3月24日教委規則第3号

令和4年3月15日教委規則第4号

令和5年3月17日教委規則第13号

令和6年3月●日教委規則第●号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項、第9条第2項、第11条及び第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（施設）

第3条 子どもスキップの施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) コアスペース
- (2) セカンドスペース
- (3) その他の施設（校庭、体育館その他の対応する小学校の状況によって利用可能な施設）

（子どもスキップ学童クラブ及び利用定員）

第4条 条例第3条第7号に規定する子どもスキップ学童クラブ及び豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年豊島区条例第30号）第14条第5号に規定する利用定員は、別表のとおりとする。ただし、運営上、豊島区教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 子どもスキップ学童クラブは、利用定員の1割を一時利用枠として受け入れることができる。

(職員の職種)

第5条 子どもスキップ学童クラブの職員の職種は、所長、児童指導員、学童指導専門員、学童指導員及び学童指導補助からなる。

(利用時間)

第6条 条例第4条第2項に規定する利用時間は、次に掲げるとおりとする。

利用日	利用区分	利用時間
対応する小学校 の休業日	基本利用	午前9時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）
	9時前利用	午前8時15分から午前9時まで
対応する小学校 の休業日以外の 日	基本利用	授業終了時から午後6時（土曜日は午後5時）まで
	延長利用	午後6時から午後7時まで（土曜日を除く）

2 前項利用区分の延長利用及び9時前利用は、基本利用する場合に限り利用できるものとする。

(条例第6条第2項の規則で定める事由等)

第7条 条例第6条第2項の規則で定める事由は、利用時における保護者の状況についての、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当するものをいう。

就労	次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。 (1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、保護者が午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき12日以上おおむね1か月以上行っている。 (2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、保護者が午後1時以降に5時間以上かつ午後1時から午後6時までの間に2時間以上の就労を、1月につき16日以上おおむね1か月以上行っている。
疾病	次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。 (1) 保護者が、入院又は1週につき3日以上（小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、1週につき4日以上）の通院（月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。）を、おおむね1か月以上要する。

	(2) 居宅内において、保護者が寝たきりの状態にあり、又は精神性疾患若しくは感染性疾患のため、おおむね1か月以上の療養を要する。
心身障害	身体障害者手帳（1級から4級までのものに限る。）、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
看護又は介護	小学校の1学年から3学年までに在籍している児童について、次の各号の事由のいずれかに該当しなければならない。 (1) 居宅内において、常時看護又は介護を、おおむね1か月以上行っている。 (2) 居宅外において、1月につき12日以上看護又は介護（月曜日から金曜日までの日において、午後零時以降に係るもの及び土曜日のものに限る。）を、おおむね1か月以上行っている。
就学又は技能習得	居宅外において、日曜日を除き、保護者が、次の各号のいずれかに該当する就学又は技能習得を、おおむね1か月以上要する。 (1) 小学校の1学年から3学年までに在籍している児童及び小学校の4学年から6学年までに在籍している障害児等については、午後1時から午後6時までの間に2時間以上、1月につき12日以上要するもの (2) 小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、午後1時から午後6時までの間、1月につき16日以上要するもの
その他	その他、明らかに児童の保護に欠けると認められる事由（小学校の4学年から6学年までに在籍している児童については、求職中である場合を除く。）

2 条例第6条第2項第2号に規定する健全育成上指導を要するものとは、障害児等及び月曜日から金曜日までの日において、週4日以上午後6時までの利用を必要とするものとする。

（利用の申請等）

第8条 条例第7条第1項の規定による利用の届出は、子どもスキップ利用届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による利用の申請は、子どもスキップ学童クラブ利用申請書（別記第2号様式）により行わなければならない。

3 前項の申請書には、保護者の状況を明らかにする書類を添付しなければならない。

（利用区分の追加）

第8条の2 次条の承認を受けた児童の保護者が、利用区分を追加して子どもスキップ学

童クラブを利用しようとするときは、次の各号に掲げる利用区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を委員会に提出しなければならない。

(1) 第6条に規定する延長利用 子どもスキップ学童クラブ延長利用申請書（別記第2—2号様式）

(2) 第6条に規定する9時前利用 子どもスキップ学童クラブ9時前利用申請書（別記第2—3号様式）

（平29教委規則14・追加）

（利用の承認等）

第9条 委員会は、第8条第2項及び前条の申請があった場合、子どもスキップ学童クラブの利用を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用決定通知書（別記第3号様式）により、利用を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用不承認通知書（別記第4号様式）により、保護者に通知する。

（平29教委規則14・一部改正）

（利用料）

第10条 条例第9条第2項の規定による利用料は、児童1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第6条に規定する基本利用 月額4,000円

(2) 第6条に規定する延長利用 月額1,000円

(3) 第6条に規定する9時前利用 年額1,000円

（利用料の減免申請）

第11条 条例第11条の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする児童の保護者は、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）等申請書（別記第5号様式）に委員会が必要と認める書類を添えて、委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の申請があった場合は、その可否を決定し、利用料の減額又は免除を承認したときは、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）通知書（別記第6号様式）により、利用料の減額又は免除を承認しなかったときは、子どもスキップ学童クラブ利用料（減額・免除）不承認通知書（別記第6号様式の2）により、申請者に通知する。

（利用料の減免の基準）

第12条 条例第11条第2項の規定に基づき利用料を減免する場合及びその割合は、次に掲げるところによる。

- (1) 被保護者であるとき又は児童の属する世帯の当該年度の区市町村民税が非課税のとき 免除
- (2) 就学援助を受けているとき又は児童の属する世帯が当該年度の区市町村民税のうち均等割の額のみを課税されているとき（前号に該当する場合を除く。） 5割減額
- (3) 同一世帯から2人以上の児童が利用しているとき（前3号に該当する場合を除く。） 2人目以降の児童につき5割減額
- (4) 前各号に掲げるほか、委員会が特に必要があると認めるとき 5割以内の減額又は免除

2 利用料の減免は、前条の規定による減免の申請を行った日の属する月から行うものとする。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（平29教委規則14・令3教委規則3・一部改正）

（利用の取りやめ）

第13条 子どもスキップ学童クラブの利用をやめようとする児童の保護者は、あらかじめ、子どもスキップ学童クラブ利用辞退届（別記第7号様式）を委員会に提出しなければならない。

（利用承認の取消し等）

第14条 条例第12条の規定による利用承認の取消し又は利用の停止は、子どもスキップ学童クラブ利用承認取消し・停止通知書（別記第8号様式）を交付して行う。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前の豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成17年豊島区規則第135号）の規定に基づいて行った処分、手続、その他の行為は、本規則中に相当する規定に基づいて行われたものとみなす。

附 則（平成29年11月30日教委規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区立子どもスキップ条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月26日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月29日教委規則第8号）

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委規則第13号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月●日教委規則第●号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（令6教委規則●・全改）

子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巢鴨	巢鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巢鴨	西巢鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100
豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190

豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	120

別記各様式（略）

別記第1号様式(第8条第1項関係)

年 月 日

年度 子どもスキップ利用届出書

豊島区教育委員会

下記児童の利用に関して緊急連絡先を届けます。
 なお、住所・連絡先等に変更があった場合には、すみやかに届けます。

記

ふりがな				性別	
児童氏名				男・女	
生年月日		年 月 日		日生	
学校名・学年・組		小学校 年 組			
保護者	氏名			児童との続柄	
	住所				
	自宅電話番号				

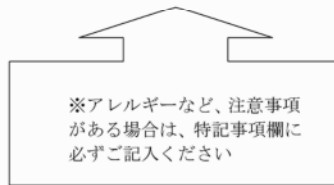
(緊急連絡先) ※緊急時に連絡の取れる番号を記入してください。

※優先連絡先順に右端に番号を入れてください。

連絡順

ふりがな		児童との続柄	自宅電話番号		
氏名			携帯電話番号		
			勤務先電話番号		
ふりがな		児童との続柄	自宅電話番号		
氏名			携帯電話番号		
			勤務先電話番号		
【待記事項】					

利 用 カ ー ド					
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
ふりがな					
名前					
学 校 名					
年 月作成					
子どもスキップ					



※利用カードにも必要事項をご記入ください。

(カードは切り取らないでください)

利 用 カ ー ド					
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
ふりがな					
名前					
学 校 名					
年 月作成					
子どもスキップ					

別記第2号様式(第8条2項関係)

-----年-----月-----日

子どもスキップ学童クラブ利用申請書

豊島区教育委員会

〒-----

住所：豊島区-----丁目-----番-----号-----

申請者：ふりがな-----

(保護者)

-----氏名-----電話-----

年度の学童クラブの利用について次のとおり申請します。
 なお、申請内容に変更があった場合は、直ちにその内容を学童クラブに申し出て必要書類を提出します。
 また、申請内容(記載事項)について、関係機関等に確認することに同意します。

利用開始希望日	年 月 日	
申請理由 (保護者の状況)	1. 就労(外勤/自営：中心者/自営：家族従事者) 2. 病気・けが 3. 心身障害等 4. 看護・介護(居宅内・居宅外) 5. 就学・技能習得 6. その他()	
希望する学童クラブ	第1希望	学童クラブ
児童の状況	ふりがな	男・女
	氏名	在学名 () 年度： 小学校 () 学年
	生年月日	年 月 日
		就学前の状況 (新1学年のみ記入) 保育園 幼稚園
保護者の状況	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	児童との続柄	
就労・就学等	勤務先	名称
		所在地
		電話番号 () 内線()
	勤務日数	週 日
勤務時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分	午後 時 分 ~ 午後 時 分
通勤経路等	通勤経路	(片道 時間 分)
	出発時間	午前・午後 時 分
	帰宅時間	午前・午後 時 分
	特記事項	
その他	傷病 心身障害 看護・介護 等	該当者：氏名(児童との続柄) () 傷病名・障害名：() 手帳：有(度・級)・無 入院：(年 月 日から) 通院： 出産：予定日(年 月 日) 産休：(年 月 日~ 年 月 日)
		該当者：氏名(児童との続柄) () 傷病名・障害名：() 手帳：有(度・級)・無 入院：(年 月 日から) 通院： 出産：予定日(年 月 日) 産休：(年 月 日~ 年 月 日)

※裏面もご記入ください。

		学年	年生	児童氏名	
申請児童 同居の家族	氏名	児童との 続柄	生年月日	日中の 状態	勤務先・在学名 等
			年 月 日	不在・在宅	
			年 月 日	不在・在宅	
			年 月 日	不在・在宅	
			年 月 日	不在・在宅	
<p>☆9時前利用・延長利用の申請について、「する・しない」のどちらかに○を記入してください。 ＊記入がない場合は、“申請なし”として扱います。 ☆学童クラブの利用時間（必要な時間）を○で囲んでください。</p>					
入室時間	☆9時前利用(8時15分～9時)を申請		___する・しない___		*対象：全学年
	特記事項：				
	☆ 8時15分から	8時30分から	8時45分から	9時以降	
退室時間	☆延長利用(18時～19時)を申請		___する・しない___		*対象：1～3年生
	特記事項：				
	☆16時30分以前	17時まで	17時30分まで	18時まで	18時30分まで 19時まで
☆学童クラブの週間利用予定(利用する曜日)を○で囲んでください。					
曜日	月	火	水	木	金 土
(注意)					
<p>(1)就学の方は、「勤務先」欄に学校名・授業時間帯を記入してください。 (2)転入予定の方は、その旨申し出てください。 (3)申請児童の心身に障害がある場合や、集団生活をする上で知らせておきたい疾患等がある場合は、申請時に相談してください。 (4)添付書類(両親の分が必要です。) 就労→就労証明書 就学→在学証明書 傷病・看護・介護→診断書 心身障害等→手帳の写し その他 不明な場合は学童クラブに問い合わせてください。 (5)「同居の家族」欄は、住民記録上が別世帯であっても、居住の実態が同一であれば記入してください。</p>					

<学童クラブ記入欄>

【確認欄】					
①9時前利用	8時15分	8時30分	8時45分		
②延長利用	18時30分	19時			
施設長の所見 特記事項					
区分	きょうだいの申請	担当	施設長	<放課後対策課記入欄>	
新規	有			審査	入力 確認 備考
在籍	無				

別記第2—2号様式(第8条の2関係)

年 月 日

子どもスキップ学童クラブ延長利用申請書

豊島区教育委員会

住 所：豊島区

丁 目 番 号

アパート・方

ふりがな

申請者氏名：

(保 護 者)連絡電話番号：

<ul style="list-style-type: none"> ・利用申請 学童クラブ終了時間延長利用について下記のとおり申請します。 利用が認められた場合は別途利用料金を豊島区指定月末日に既存振替指定口座よりの自動払込みに同意します。 ・減免申請 ※別途、学童クラブ利用料(減額・免除)等申請書の提出が必要です。 終了時間延長利用の減額免除の申請を します・しません (いずれかに○をつける)
--

ふりがな 児童氏名	(年生)		
	(生年月日	年	月 日)
学童クラブ名	学童クラブ		
利用開始日	年	月	日
希望利用希望時間 (お迎えの時間)	<input type="checkbox"/> 午後 6 時 30 分 まで		
	<input type="checkbox"/> 午後 7 時 00 分 まで		
保護者の 状況	児童との続柄		
	保護者氏名		
	勤務終了時間	午後 時 分	午後 時 分
	通勤時間	時間 分	時間 分
特記事項			

【学童クラブ記入欄】

決裁欄	受付印	担当	施設長	施設長所見

【放課後対策課記入欄】

処理欄	入力	確認	決裁欄	担当	係長	課長	備考

別記第2—3号様式(第8条の2関係)

年 月 日

子どもスキップ学童クラブ9時前利用申請書

豊島区教育委員会

住 所：豊島区

丁 目 番 号

アパート・方

ふりがな

申請者氏名：

(保 護 者)連絡電話番号：

<p>・利用申請 学童クラブの9時前利用について下記のとおり申請します。 利用が認められた場合は別途利用料金を豊島区指定月末日に既存振替指定口座よりの自動払込みに同意します。</p> <p>・減免申請 ※別途、学童クラブ利用料(減額・免除)等申請書の提出が必要です。 学童クラブ9時前利用の減額免除の申請 をします・しません (いずれかに○をつける)</p>

ふりがな 児童氏名	(年生)		
	(生年月日	年	月 日)
学童クラブ名	学童クラブ		
利用開始日	年 月 日		
希望利用開始時間	午前 8 時 分 (午前8時15分以降午前9時までの時間を記入)		
保護者の状況	児童との続柄		
	保護者氏名		
	勤務開始時間	午前 時 分	午前 時 分
	通勤時間	時間 分	時間 分
特記事項			

【学童クラブ記入欄】

決裁欄	受付印	担当	施設長	施設長所見

【放課後対策課記入欄】

処理欄	入力	確認	決裁欄	担当	係長	課長	備考

別記第3号様式(第9条関係)

年 月 日

様

豊島区教育委員会

子どもスキップ学童クラブ利用決定通知書

先に申請のありました子どもスキップ学童クラブの利用について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

入会する児童の 氏名・学年 及び生年月日	年 月 日生
学童クラブ名	
利用承認期間	から まで
利用料(支払月)	円
<p>1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

別記第4号様式(第9条関係)

年 月 日

様

豊島区教育委員会

子どもスキップ学童クラブ利用不承認通知書

先に申請のありました子どもスキップ学童クラブの利用については、審査の結果、下記のとおり承認しないことを決定しましたので通知いたします。

児 童 氏 名			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日	学年	
学 童 ク ラ ブ 名			
希 望 利 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
不 承 認 の 理 由			

(備考)

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ※該当年度内に、退会による欠員が出た場合には、今回お預かりした申請書の指数の高い児童から入会することになりますので改めて区からご連絡します。
なお「利用申請書」は同一の年度内有効です。

別記第5号様式(第11条第1項関係)

年 月 日			
子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)等申請書			
豊島区教育委員会			
(保護者)			
住所 豊島区		丁目	番 号 ー
アパート・方			
氏名			
電話 ()			
本年1月1日の住所地(区外の場合) : 区(市)			
以下の利用料などの、減額・免除などについて申請します。			
①学童クラブ利用料 ②9時前利用料 ③延長利用料			
④豊島区子どもスキップ学童クラブ間食費助成要綱に基づく間食費の助成			
なお、本申請の決定のために必要な区が保有する個人情報の利用に同意			
する・しない (いずれかに○印をしてください。)			
児童氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日
学童クラブ名	学童クラブ	学校名 学年 (4月1日現在)	小学校 年生
理由 該当する番号に○を付けてください	1 生活保護 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援 3 住民税非課税 4 住民税均等割のみ課税 5 就学援助 6 同時に2人以上が学童クラブを利用(2人目からのみ) 7 その他(理由:)		
添付書類	1 生活保護の受給を証するもの	学童クラブ受付印	担当
	2 中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援受給を証するもの		施設長
	3 住民税非課税通知または非課税証明の写し		
	4 住民税納税通知の写し 5 就学援助受給認定通知の写し		
	6 添付書類必要なし 7 罹災証明書等の写し		

※ 個人情報の利用に同意され、本年の住民税課税地、各援助、支援先が豊島区の方は、添付書類の提出は必要ありません。

※ 利用料の減免は申請を行った月から適用となります。

※ 申請後、申請の内容に変更があった場合には、直ちに連絡してください。

学童クラブ記入欄 【放課後対策課記入欄】

間食有無	審査	入力	確認	理由
有・無				
月～				

別記第6号様式(第11条第2項関係)

年 月 日

様

豊島区教育委員会

子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)通知書

先に申請のありました子どもスキップ学童クラブの利用料の減額・免除について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

児 童 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
学 童 ク ラ ブ 名	
減額・免除後利用料月額	円
減額・免除開始年月日	から
減 額 ・ 免 除 の 理 由	
学童クラブの利用料減額・免除申請書に記載した「理由」に変更があった場合は速やかに連絡してください。	
1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。	

別記第6号様式の2(第11条第2項関係)

年 月 日

様

豊島区教育委員会

子どもスキップ学童クラブ利用料(減額・免除)不承認通知書

先に申請のありました学童クラブの利用料の減額・免除については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

児 童 氏 名			
住 所			
生 年 月 日		学 年	
学 童 ク ラ ブ 名			

次の理由により減額・免除となりません。

減額・免除とならない理由	
--------------	--

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第7号様式(第13条関係)

年 月 日	
子どもスキップ学童クラブ利用辞退届	
豊島区教育委員会	
(保護者)	
住 所	豊島区 丁目 番 号 アパート・方
氏 名	
電 話	
下記のとおり子どもスキップ学童クラブの利用を辞退したいので、届け出ます。	
ふりがな 児童氏名	(年生) (生年月日: 年 月 日生まれ)
学童クラブ名	学童クラブ
辞退する内容 (○をつけてください)	学童クラブの利用辞退 延長利用の辞退 9時前利用の辞退
利用辞退日	年 月 日
利用辞退理由	----- -----

※転居の場合 のみ記入	転居後の住 所 : " 電話番号 :
※その他、利用辞退後に変更する事項があれば記入してください。(例: 氏の変更 ○○→△△へ変更など)	

	学童クラブ受付印	クラブ担当	施設長
学童クラブ			

	担当	係長	課長
決裁欄			

* この届は利用辞退したい日より前に学童クラブに提出してください。
事後の届け出は認められません。

別記第8号様式(第14条関係)

年 月 日

様

豊島区教育委員会

子どもスキップ学童クラブ利用承認取消し・停止通知書

先に承認した子どもスキップ学童クラブの利用については、下記の理由によりその承認を取消し・停止したので通知いたします。

記

児 童 氏 名			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日	学 年	
取消し・停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
取消し・停止の理由			

(備考)

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 1 号様式（第 8 条第 1 項関係）

（平31教委規則 1 ・全改）

別記第 2 号様式（第 8 条 2 項関係）

（平30教委規則 8 ・全改）

別記第 2—2 号様式（第 8 条の 2 関係）

（平31教委規則 1 ・全改）

別記第 2—3 号様式（第 8 条の 2 関係）

（平31教委規則 1 ・全改）

別記第 3 号様式（第 9 条関係）

別記第 4 号様式（第 9 条関係）

別記第 5 号様式（第11条第 1 項関係）

（令 3 教委規則 3 ・全改）

別記第 6 号様式（第11条第 2 項関係）

別記第 6 号様式の 2（第11条第 2 項関係）

別記第 7 号様式（第13条関係）

（平31教委規則 1 ・全改）

別記第 8 号様式（第14条関係）

豊島区立子どもスキップ条例施行規則（平成29年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
本 則 （略） 平成29年4月1日 教育委員会規則第7号			本 則 （略） <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員	子どもスキップ	子どもスキップ学童クラブ	定員
豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	120	豊島区立子どもスキップ仰高	仰高学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180	豊島区立子どもスキップ駒込	駒込学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ巣鴨	巣鴨学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ清和	清和学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	120	豊島区立子どもスキップ西巣鴨	西巣鴨学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120	豊島区立子どもスキップ豊成	豊成学童クラブ	120
豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230	豊島区立子どもスキップ朋有	朋有学童クラブ	230
豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88	豊島区立子どもスキップ朝日	朝日学童クラブ	88
豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148	豊島区立子どもスキップ池袋第一	池袋第一学童クラブ	148
豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240	豊島区立子どもスキップ池袋本町	池袋本町学童クラブ	240
豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190	豊島区立子どもスキップ池袋第三	池袋第三学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100	豊島区立子どもスキップ池袋	池袋学童クラブ	100

豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180	豊島区立子どもスキップ南池袋	南池袋学童クラブ	180
豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190	豊島区立子どもスキップ高南	高南学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190	豊島区立子どもスキップ目白	目白学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128	豊島区立子どもスキップ長崎	長崎学童クラブ	128
豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ要	要学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150	豊島区立子どもスキップ椎名町	椎名町学童クラブ	150
豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130	豊島区立子どもスキップ富士見台	富士見台学童クラブ	130
豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135	豊島区立子どもスキップ千早	千早学童クラブ	135
豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190	豊島区立子どもスキップ高松	高松学童クラブ	190
豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	108	豊島区立子どもスキップさくら	さくら学童クラブ	120

令和6年度 学童クラブスペースと登録児童数の見込み

令和6年3月1日現在

No.	施設名	実施形態	コア(m ²) A	セカンド(m ²) B	サードスペース(m ²) (*) C	6.4.1 学童クラブ使用面積(m ²) D=A+B+C	利用者数		定員		学年別内訳 6.4.1(予定)			
							5.4.1	6.4.1予定 (6-1・31現在)	5.4.1	6.4.1	1年生	2年生	3年生	4年生 以上
1	子どもスキップ仰高	敷地内型	82.45	90.56	ひいらぎ教室 85.50	258.51	109	115	120	130	37	35	35	8
2	子どもスキップ駒込	敷地内型	66.77	85.50	ランチルーム 67.50 家庭科室 94.50 理科室 94.50 学習室(少人数) 85.50 放送控室 19.12	513.39	159	161	180	180	62	52	42	5
3	子どもスキップ巢鴨	敷地内型	46.68	63.00	休憩室 12.00 視聴覚室 94.50 サードルーム 63.00	279.18	137	98	150	150	31	43	19	5
4	子どもスキップ清和	隣接型	61.47	59.14	本の部屋 21.80 会議室(区民集會室) 34.10 和室(区民集會室) 42.30 家庭科室(清和小内) 94.50	313.31	133	115	150	150	41	37	35	2
5	子どもスキップ西巢鴨	隣接型	62.44	43.37	区民ひろば多目的室 33.49 区民ひろばホール 47.38 多目的教室 63.00	249.68	101	86	120	120	25	24	30	7
6	子どもスキップ豊成	敷地内型	78.26	74.62	学習情報センター 154.13	307.01	114	96	120	120	42	25	29	0
7	子どもスキップ朋有	敷地内型	120.14	141.63	第一、第二図書室 135.00	396.77	200	159	230	230	45	56	47	11
8	子どもスキップ朝日	校舎内型	50.74	96.00		146.74	71	69	88	88	27	22	13	7
9	子どもスキップ池袋第一	校舎内型	64.50	67.90	多目的室 112.60	245.00	118	98	148	148	25	35	35	3
10	子どもスキップ池袋本町	校舎内型	89.74	71.66	つながりホール 198.95 あいルーム 62.69	423.04	212	172	240	240	49	58	58	7
11	子どもスキップ池袋第三	校舎内型	73.54	89.56	学習情報センター 119.71 さくらルーム 58.70 家庭科室 108.66	450.17	173	147	190	190	50	51	38	8
12	子どもスキップ池袋	校舎内型	48.60	63.00	家庭科室 96.00	207.60	78	55	100	100	17	11	22	5
13	子どもスキップ南池袋	隣接型	91.00	90.00	図書室 126.45	307.45	153	136	180	180	63	43	27	3
14	子どもスキップ高南	敷地内型	82.60	78.80	理科室 87.30 家庭科室 90.00 普通教室1, 2 126.00	464.70	166	134	190	190	39	50	39	6
15	子どもスキップ目白	校舎内型	70.00	73.00	和室 64.00 ヒマラヤホール 122.15	329.15	171	148	190	190	51	56	39	2
16	子どもスキップ長崎	校舎内型	63.00	63.00	家庭科室 85.50	211.50	100	99	128	128	37	23	33	6
17	子どもスキップ要	敷地内型	83.13	91.06	家庭科室 85.05	259.24	141	134	150	150	41	41	43	9
18	子どもスキップ椎名町	校舎内型	60.00	85.50	図書室 171.00 多目的室(和室) 63.00	379.50	114	118	150	150	51	30	32	5
19	子どもスキップ富士見台	校舎内型	54.96	63.00	学習情報センター 144.00	261.96	112	90	130	130	32	24	25	9
20	子どもスキップ千早	校舎内型	66.00	63.00	家庭科室 94.50	223.50	86	92	135	135	37	27	28	0
21	子どもスキップ高松	校舎内型	43.00	63.00	多目的室 63.00 少人数教室 63.00 学習情報センター 136.50	368.50	172	167	190	190	54	55	52	6
22	子どもスキップさくら	校舎内型	53.78	63.00	生活科室 63.00 学習室(ISS) 63.00	242.78	100	106	108	120	37	33	35	1
合計							2,920	2,595	3,387	3,409	893	831	756	115

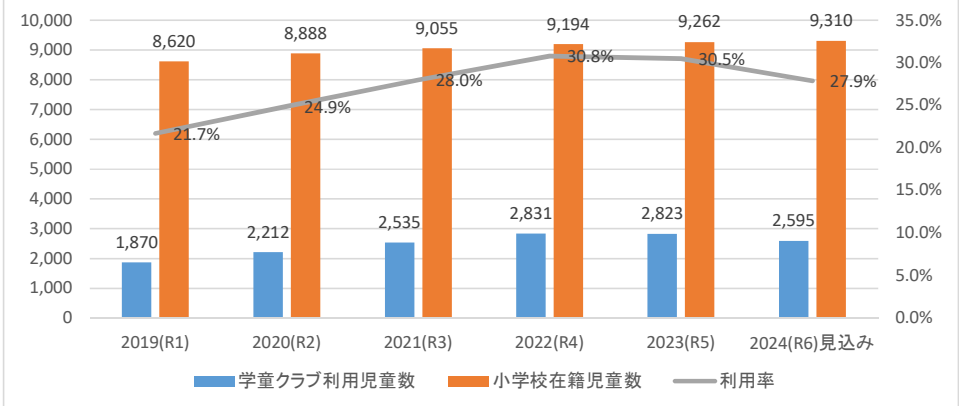
* サードスペースとは…学校と協議の上、学校が使用していない時間帯に学童クラブで使用可能となっているスペース。

* 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)により、児童1人につき概ね1.65㎡以上の面積を確保。

学童クラブ登録者の推移(R1年度～R6年度)

	2019(R1)			2020(R2)			2021(R3)			2022(R4)			2023(R5)			2024(R6) 見込み		
	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率	学童クラブ利用児童数	小学校在籍児童数	利用率
1年生	704	1,505	46.8%	864	1,586	54.5%	927	1,606	57.7%	948	1,620	58.5%	939	1,566	60.0%	893	1,548	57.7%
2年生	608	1,452	41.9%	685	1,504	45.5%	833	1,573	53.0%	892	1,594	56.0%	927	1,612	57.5%	831	1,533	54.2%
3年生	511	1,472	34.7%	522	1,468	35.6%	590	1,502	39.3%	732	1,558	47.0%	765	1,593	48.0%	756	1,580	47.8%
4年生以上	47	4,191	1.1%	141	4,330	3.3%	185	4,374	4.2%	259	4,422	5.9%	192	4,491	4.3%	115	4,541	2.5%
合計(人)	1,870	8,620	21.7%	2,212	8,888	24.9%	2,535	9,055	28.0%	2,831	9,194	30.8%	2,823	9,262	30.5%	2,595	9,310	27.9%
増加数(人)	—	—		342	268		323	167		296	139		-8	68		-228	48	
増加率	—	—		18.3%	3.1%		14.6%	1.9%		11.7%	1.5%		-0.3%	0.7%		-8.1%	0.5%	

学童クラブ登録者数の推移



※ 2019(R1)～2023(R5)は5/1現在。2024(R6)のうち、学童クラブ利用児童数は申請者数（2024.1.31現在）
 小学校在籍児童数は推計値(令和5年度教育人口等推計確報値)
 ※ 2024(R6)の学年別小学校在籍児童数は、特別支援学級の108人を除いているため、合計と一致しない。